

明海大学歯学部同窓会旅費規程

第1条（総 則）

この規程は、明海大学歯学部同窓会（以下、「本会」という）会則第48条に基づきこれを定める。

第2条（目 的）

本規程は、役員、顧問、部員、委員及び代議員等並びに事務職員の旅費に関し規程を定め、会務の円滑な運営に資することを目的とする。

第3条（支給）

本会会員が会務のため出張した場合は、本規程に定める金額を支給する。

第4条（旅費の種類）

旅費は、交通費及び宿泊費とする。

第5条（交通費）

1. 交通費は、居住地から目的地までの通常経路における、JR及び私鉄運賃をもって支給する。
2. 目的地までの路線距離が50Km未満については普通運賃とし、50Km以上の場合は、特急料金、座席指定料金を支給することができる。
3. 役員の出張にあつては、常務理事会等で報告するものとする。
4. 前項の規程は、代議員会、本会の会議、部会、委員会についてはその限りではない。
5. 交通費支給にあたり特段の事情がある場合は、常務理事会に諮り補填することができる。

第6条（宿泊費）

役員の出張にあたり宿泊が必要な場合は、1泊につき12,000円を支給する。

第7条（出張手当）

1. 役員、部員、委員が会務のため出張する場合は、1日に付き10,000円を支給する。
2. 前項の規定は、本会の会議、代議員会については、これを支給しない。

第8条（申 請）

役員の出張にあたり支給を受けようとする者は、定められた様式により本会に報告、申請を行わなければならない。但し、本会の会議、代議員会についてはその限りではない。

第9条（支 給）

本規程による支給は、財務部が管理する。

第10条（規程の改定）

本規程の改定は、代議員会の議決をもって行う。

第11条（付 則）

本規程は平成12年4月1日より施行される。

本規程は平成19年4月1日より施行される。

本規程は平成26年4月1日より施行される。

本規程は令和 2年4月1日より施行される。